

栄養教諭制度の概要

● 栄養教諭のあり方 ●

1 はじめに

栄養教諭制度は、2005（平成17）年4月から配置がスタートした比較的新しい教員免許制度である。

それまでは、学校や共同調理場において、学校栄養職員が給食の管理（栄養管理、衛生管理、物資の管理等）を行っており、食に関する指導は職務に位置付けられていなかった。家庭科や保健の教員免許状をもっている学校栄養職員が相当数いて、食と関連する教科や学級活動において授業を行ったり、給食の時間に各学級を巡回し、給食指導や栄養指導を行ったりしていた。しかし、それはあくまでも、個人のやる気や頑張りに委ねられたもので、学校の指導体制には位置付けられていなかったため、取組は学校によってまちまちであった。

また、学校栄養職員が児童生徒に指導を行っても、管理栄養士・栄養士と教員との職種の違いから連携がとれず、単発の指導で終わり、時間の経過とともに無に帰してしまうことが多く、児童生徒の行動変容につながりにくいという状況であった。

このようなことから、学校栄養職員たちは「教壇に立って、直接、児童生徒に指導を行いたい」と栄養教諭制度の創設に向けた陳情を長年展開していた。

2 栄養教諭制度創設の経緯

1997（平成9）年の文部科学省の保健体育審議会答申『生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り

方について』において、超高齢社会が間近に迫っているなか、それを支える児童生徒の体力・運動能力に不安があることが指摘され、食生活をはじめとする基本的な生活習慣を身に付けさせる必要性が示された。そこで管理栄養士・栄養士の免許を有し、食の専門家である学校栄養職員を活用した食に関する指導の充実が求められた。

学校栄養職員には、栄養学等の専門に関する知識や技術は確保されているものの、児童生徒に食に関する指導を行うために必要な次の三つの資質を身に付ける必要があるとして、「新たな免許制度の導入を含め、（教育に関する）学校栄養職員の資質向上策の検討」が提言された。

- ① 児童生徒の成長発達、特に日常生活の行動についての理解
 - ② 教育の意義や今日的な課題に関する理解
 - ③ 児童生徒の心理を理解しつつ、教育的配慮をもった接し方
- つまり、教員としての資質を身に付けることが求められたのである。

1998（平成10）年には、教育職員免許法が改正され、教員免許状を持たない者に特別免許状を付与することで指導ができる「特別非常勤講師制度」が許可制から届け出制になった。このことによって学校栄養職員も特別非常勤講師として、直接、児童生徒に食に関する指導が行えるようになった。

2001（平成13）年の中央教育審議会答申『子どもの体力向上のための総合的な方策について』においては、児童生徒の健康課題に対応するため「栄養

教諭（仮称）制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設を検討し、学校栄養職員が栄養及び教育の専門家として、児童生徒の食に関する教育指導を担うことが必要である」と提言された。

2004（平成16）年の中央教育審議会答申『食に関する指導体制の整備について』において、栄養教諭の必要性、職務、免許制度等について提言された。

同年5月には、「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、栄養教諭免許状については7月から、配置については2005（平成17）年4月から施行されることとなった。

このように、長年にわたり、学校栄養職員が地道な陳情を重ねた結果、栄養教諭制度は創設されたのである。しかし、学校給食の実施そのものが義務ではないために、他の教職員とは異なり、配置については設置者（教育委員会等）の判断に委ねられ、2005（平成17）年4月は、4道府県34名の配置でスタートした。

2022（令和4）年、栄養教諭は6,843名となり、栄養教諭・学校栄養職員総数の60.3%となった。その配置率は、配置が進んでいる道府県では、90～100%に達しているが、東京都では6.7%に止まるなど、都道府県によって大きな差が生じている。

3 栄養教諭の職務

職務については、学校教育法第37条13項に「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」と示されており、詳細については、2008（平成20）年に改正された学校給食法第10条に規定されている。また、全国で食育を推進するためには、多くの栄養教諭が必要であり、学校栄養職員も栄養教諭に準じて職務を行うこととされている（p.7参照）。

栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を一体の職務として行い、学校における食育を中心となって推進する教員である。2つの職務は車の両輪であって、片方が大きかったり小さかったりするとバランスを欠き、児童生徒に食に関する実践力を付けるという目的には到着できない（図1-1）。

また、栄養教諭が一人で頑張っても、教職員の協力が得られなければ成果を上げることは困難である。なぜなら児童生徒個々の食に関する課題や家庭

食に関する指導体制の整備について

栄養教諭の必要性

学校栄養職員の資質に加え、教育に関して必要な資質を身に付けた者が食に関する指導を担うことができるよう、栄養教諭制度を創設し、効果的な食に関する指導体制の整備を図る必要がある。

職務

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。このため、（1）食に関する指導と、（2）学校給食の管理を一体のものとしてその職務とすることが適当である。

免許

普通免許状として専修免許状、一種免許状、二種免許状の三種類とする。

このうち、他の教諭等と同様に、一種免許状は普通免許状の中で標準的なものとする。

配置

学校給食の実施そのものが義務的なものではないこと、現在の学校栄養職員も学校給食実施校すべてに配置されているわけではないこと、及び、地方の自主性を尊重するという地方分権の趣旨にかんがみ、栄養教諭の配置は義務的なものとはせず、公立学校については地方公共団体の、国立及び私立学校についてはその設置者の判断に委ねられるべきである。

（平成16年文部科学省中央教育審議会答申『食に関する指導体制の整備について』）

環境を把握しているのは、担任教諭だからである。児童生徒や家庭・地域の課題を共有し、計画的に繰り返し指導を進めることが大切であり、成功の鍵は「バランス」と「教職員との連携」である。



■図1-1 栄養教諭が担う職務の両輪